

政策番号	5	政策分野	市民生活の安全
------	---	------	---------

基本方針	地域コミュニティを活性化するとともに、関係機関が連携し、犯罪、事故、消費者被害などを未然に防ぎ、必要な情報提供、支援を行うことで、市民が自立し、だれもが安心してくらせるまちづくりを進める。
------	--

担当局	文化市民局	共管局	
-----	-------	-----	--

政策に関する 主な分野別計画等	生活安全（防犯・事故防止）基本計画 京都市消費生活基本計画、京都市消費者教育推進計画
--------------------	---

政策の評価

1 客観指標評価

政策の客観指標評価		平成23 評価値	令和2 目標値	平成 30	令和 元	令和2年度評価				
						前回事	最新値	目標値	達成度	評価
1	犯罪発生(刑法犯)認知件数(件)	27,832	15,000	a	a	11,660	10,405	16,712	137.7%	a
2	高齢者の消費生活相談件数(人口10万人当たり) (件)	509	322	c	e	701	650	343	10.5%	e
				b	c					c

施策の客観指標評価		評価		
施策番号	施策名	平成30	令和元	令和2
0501	生活安全(防犯・事故防止)の推進(2指標)	a	a	a
0502	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援(3指標)	a	a	c
(2施策平均)		a	a	b

政策の客観指標総合評価 (政策の客観指標評価:施策の客観指標評価=1:0.5)	平成30	令和元	令和2
	a	b	c

2-1 市民生活実感評価

番号	設問	評価		
		平成30	令和元	令和2※
1	犯罪や事故など万が一のことがあっても、お互いに助け合えるまちである。	c	c	-
2	事故や犯罪を防ぐための自治会や警察、京都市などの取組により、安全にくらせるまちになっている。	c	c	-
3	悪質商法などによる消費者被害を防止し、被害を救済するしくみが整っている。	c	c	-
4	消費生活に関する情報や知識を備えた自立した消費者が増えている。	c	c	-
政策の市民生活実感調査総合評価		c	c	-

2-2 政策の重要度(27政策における市民の重要度)

平成30年度		令和元年度		令和2年度※	
順位	%	順位	%	順位	%
5	90.6%	6	88.4%	-	-

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調査を一時休止しています。

＜総合評価＞

平成30	B	令和元	C	令和2	C	政策の目的がそこそこ達成されている
------	---	-----	---	-----	---	-------------------

＜原因分析＞

【客観指標総合評価】

- ☐ b評価以上であり、施策の効果が客観指標に表れている。
- ☒ c評価以下であり、次の原因が考えられる。
- ・施策の客観指標である「消費者教育事業の参加者数」が大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、「消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティアの活動回数」が減少したことなどから、c評価以下になったと考えられる。

【市民生活実感調査総合評価】

- ☐ b評価以上であり、施策の効果が市民の実感に表れている。
- ☒ c評価以下であり、次の原因が考えられる。
- ・犯罪や事故に関するニュースが日常的に報道されており、犯罪や事故が身近に起こりうるという感覚があること、悪質商法等の手口が多様化・巧妙化したことで、消費者の不安が解消されているという実感に至っていないことなどから、c評価以下で推移していると考えられる。

【総括】

・犯罪や事故に関するニュースが日常的に報道されており、犯罪や事故が身近に起こりうるという感覚があること、消費者の不安が解消されているという実感に至っていないことなどから、市民生活実感総合評価が低評価で推移している。一方で、客観指標の「犯罪発生(刑法犯)認知件数」や「交通事故による死(傷)者数」が着実に減少するとともに、「消費者啓発事業の参加者数」が目標を達成していることなどから、総合的に判断して、当該政策の目標は、そこそこの程度達成していると評価できる。

今後の方向性の検討

＜この政策を構成する施策とその総合評価(客観指標評価＋市民生活実感評価)＞

施策番号	施策名	総合評価		
		平成30	令和元	令和2
0501	生活安全(防犯・事故防止)の推進	B	B	B
0502	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援	B	B	C

＜今後の方向性＞

①生活安全(防犯・事故防止)の推進

・互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまちを目指し、第2次京都市生活安全(防犯・事故防止)基本計画に基づき、各種生活安全施策の取組を進める。また、観光旅行者や市民生活の安心安全の向上を目指し、京都府警察と協定を締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に基づき取組を進める。今後は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を回避し、手渡しによる啓発等を行わず、間接的な周知・啓発活動を検討していく。

・引き続き、犯罪認知件数の目標達成を維持するとともに、全市的に実施している啓発活動等や、「区版運動プログラム」に基づき各区で実施している地域に根ざした取組を通して、市民が安心安全なまちであると感じる体感治安の向上を目指す。

②消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

・「京都市消費生活基本計画」に基づき、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、潜在化している消費者被害の掘り起こしや、新たな手口の悪質商法等への対策を一層強化し、消費生活の安心・安全を推進する。また、消費者のライフステージに応じた消費者教育を充実させることなどにより、自らの消費行動が社会や環境に大きな影響を与えることを自覚し、持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者を育成していく。

・消費者被害が多様化しており、消費生活相談件数は高止まりで推移している。また、令和4年からの成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害も増加が懸念され、加えて、大規模災害への発生や新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況下において、個人等による誤った情報の拡散等により合理的でない消費行動が発生した。これを踏まえ次期京都市消費生活基本計画の策定に向けた審議会において、消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティア活動の在り方の見直し等を含めウィズコロナの視点を採り入れた施策体系の構築について広く議論を深めるなど、取組を推進していく。

政策名	5	市民生活の安全					
指標名		犯罪発生（刑法犯）認知件数（件）					
担当部室		くらし安全推進部		連絡先	2 2 2－3 1 9 3		
1 指標の説明							
発生を認知した刑法犯罪の件数							
2 指標の意味			3 算出方法・出典等				
犯罪が少ない安心・安全なまちづくりの進捗状況を示す指標			出典：事業担当課調べ				
4 数値							
10年後(令和2年度)の目標値		平成23年度評価値	令和2年度目標値	根拠			
		27,832	15,000	刑法犯認知件数の減少傾向を踏まえ、ピーク時の平成16年（42,395件）から約65%の減少を目指す。			
	前回数値 平成30年	最新数値 令和元年	推移	単年度目標値			
				数値	根拠	達成度	
数値	11,660	10,405	1,255件減	16,712	平成16年現況値（42,395件）から当年目標値達成のため、当年度達成すべき数値	137.7%	
	全国順位	中長期目標				備考	
		数値	目標年次	達成度	根拠		
数値	-			-			
5 評価基準			6 基準説明		7 評価結果		
最新数値の目標値に対する達成度が a：80%以上 b：60%以上～80%未満 c：40%以上～60%未満 d：20%以上～40%未満 e：20%未満			・当該指標は社会経済情勢など様々な影響により変動することなどから、80%以上をa評価 ・以下20%刻みでb～e評価		平成30	令和元	令和2
					a	a	a

指標名		高齢者の消費生活相談件数（人口10万人当たり）（件）			
担当部室	くらし安全推進部		連絡先	2 5 6－1 1 1 0	
1 指標の説明					
人口10万人当たりの65歳以上の消費生活相談件数（京都市民からの相談件数）					
2 指標の意味			3 算出方法・出典等		
消費者被害に特に遭いやすい高齢者の状況を基に、消費者保護と消費者の自立の状況を示す指標			算出方法：65歳以上人口10万人当たり相談件数 65歳以上相談件数/65歳以上人口×100,000 出典：事業担当課調べ		
4 数値					
10年後(令和2年度)の目標値	平成23年度評価値	令和2年度目標値	根拠		
	509	322	基本計画の計画期間当初においては、潜在している被害の顕在化を目指して平成24年度まで相談件数の増加を図る。そして、平成25年度から被害自体を減らすことで、最終的には過去10年間で最も相談件数の少なかった平成13年度の数値を目指す。		
	前回数値 平成30年度	最新数値 令和元年度	推移	単年度目標値	
				数値	根拠
数値	701	650	51件減	343	対前年度目標値約7%減少
					達成度
					10.5%
	全国順位	中長期目標			
		数値	目標年次	達成度	根拠
数値	-			-	
5 評価基準		6 基準説明		7 評価結果	
最新数値の目標値に対する達成度が a：80%以上 b：60%以上～80%未満 c：40%以上～60%未満 d：20%以上～40%未満 e：20%未満		・当該指標の相談件数については、相談制度の周知に向けて平成24年度まで件数の増加を目指した後、最終的には消費者被害自体を減らすことによって件数の減少を目指す。 ・当該指標は社会経済情勢など様々な影響により変動することなどから、80%以上をa、以下20%刻みで基準を設定した。		平成30	
				令和元	
				令和2	
				c	
				e	
				e	